GHG排出権解説(1) 国際的対応 - 京都議定書への道

本稿は、テクノファ<u>「温室効果ガス排出量算定者/検証人(ベリファイヤー)養成5日間コース」</u>テキストから抜粋、要約したものです。テクノファでは、温暖化・CDM 研究、GHG 排出量削減検証などの第一人者を講師に迎え、充実したテキスト、実践的なケーススタディによる前記セミナーを開催しています。

1.1 気候変動枠組み条約

地球全体の気候変動に関して世界の科学的知見をまとめるため、1988 年「気候変動に関する政府間パネル(IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change)」が設置された。1990 年第一次評価報告書が公表され、気候変動に関する知見を集大成・評価したものとして高い評価を受けた。1992年2月には、気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change、以下「気候変動枠組み条約」)の交渉に寄与するため、最新の情報を収録した補足報告書が発表され、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積されることで気候変動がもたらされることが改めて示された。

1992 年 6 月にブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、155 ヶ国が気候変動枠組み条約に署名し、1994 年 3 月に同条約が発効した。

気候変動枠組み条約は、大気中の温室効果ガス濃度を危険な人為的な影響を及ぼすこととならない水準に安定化させることを究極の目標としている。また、 「先進国と途上国の共通だが差異のある責任に基づく気候系の保護」 「各国の特別な状況への配慮」 「各国が持続可能な開発を推進する権利と義務」 「予防的な措置」 「国際的な協力の推進」という5つの原則を掲げている。

気候変動枠組み条約には、附属書があり、いわゆる先進国がリストアップされている。これらの国は「附属書国」「Annex I parties」「AI」等と呼ばれ、それ以外の国は「非附属書国」「Non-Annex I parties」「NAI」等と呼ばれる。

気候変動枠組み条約は、文字通り「枠組み」を定めた条約であり、詳細部分は後に条約締約国会議で合意していく方法をとる。この進め方は、フロンガス規制の動きと同じ手法である。フロンガス規制では 1985 年 3 月に採択された「オゾン層保護に関するウィーン条約」、1987 年に採択された「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」及びその後の改正へと進められた。

なお、フロンガスも温室効果を持つが、モントリオール議定書で規制されているため、気候変動枠 組み条約等では規制対象とはしていない(気候変動枠組み条約第四条、京都議定書第二条、他)

1 . 2 京都議定書

気候変動枠組条約における温暖化防止行動を具体化するため、1997 年 12 月に開催された第 3 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP3: The 3rd Session of the Conference of the Parties to the United Nations Framework Convention on Climate Change)において、京都議定書が採択され、2005 年 2 月 16 日に発効した。京都議定書は、次のことを主要な内容としている。

- 先進国各国の温室効果ガス削減の数値目標の設定(先進国全体で概ね5%の削減)
- 柔軟性措置の導入(排出量取引(ET) 共同実施(JI) クリーン開発メカニズム(CDM))
- ◆ 森林等の温室効果ガス吸収源による吸収量(固定量)の考慮

京都議定書の具体的な運用ルールは、2001 年 11 月の第7回気候変動枠組条約締約国会議(COP7)においてマラケシュ・アコード(合意)として採択され、直ちにCDM 理事会(CDM-EB)が設立された。

2005 年 2 月の京都議定書の発効を受け、2005 年 11、12 月に第 1 回京都議定書締約国会合 (COP/MOP1)が開催され、上記マラケシュ・アコードが再承認されると共に、共同実施監督委員会 (JI 監督委員会: JISC)が設立された。

(2007/5/18)